



# 埼玉県報

第 2 2 1 7 号  
平成22年9月10日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [三次元測定機の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [光トポグラフィ装置の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [SPECT/CTの購入に係る随意契約の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [戸田都市計画北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [平成二十二年九月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第九百六十八号中訂正\(障害者福祉推進課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Wonderful Dogs
- 三 代表者の氏名  
岩 淵 友 紀
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市大字安行藤八十一番地の十九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国内において、動物の保護及び里親探し、動物愛護の精神に基づき、動物福祉支援に関する活動を行い、将来を担う子供達に思いやりの心と命の尊さと責任を啓発し、人と動物が豊かに共存共栄できる社会に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千二百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
三次元測定機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業技術総合センター北部研究所総務担当 埼玉県熊谷市末広2丁目  
133番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年7月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
関東物産株式会社 東京都千代田区岩本町2丁目5番12号
- 5 契約金額  
33,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年6月1日
- 8 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

# 告 示

埼玉県告示第千二百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
光トポグラフィ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 埼玉県上尾市大字西  
貝塚148番1
- 3 落札者を決定した日  
平成22年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田4丁目14番1号
- 5 落札金額  
45,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年6月1日

# 告 示

埼玉県告示第千二百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
S P E C T / C T 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 埼玉県上尾市大字西  
貝塚148番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年7月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- 5 契約金額  
68,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年6月1日
- 8 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当



## 告 示

埼玉県告示第千二百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おおみやコアラ
- 三 代表者の氏名  
佐藤 和久
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市西区大字土屋一七二五番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千二百十七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人新青会川口工業総合病院 医療法人正務医院 深谷中央病院	川口市青木一丁目一八番一五号 草加市青柳五丁目二番一三号 深谷市原郷五〇〇番地	平成二十二年九月二日 同右 同右

# 告示

埼玉県告示第千二百十八号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十二年九月三日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一丁目一八番一五号	平成二十五年九月二日
医療法人三誠会川口誠和病院	川口市江戸三丁目三五番四六号	同右
埼玉協同病院	川口市木曾呂一三一七番地	同右
秀和総合病院	春日部市谷原新田一二〇〇番地	同右
獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二丁目一番五〇号	同右
医療法人正務医院	草加市青柳五丁目一二番一三号	同右
医療法人泰山会石井外科医院	草加市氷川町九二八番地	同右
ここのす共生病院	鴻巣市本町六丁目五番一八号	同右
坂戸中央病院	坂戸市南町三〇番八号	同右
武蔵台病院	日高市大字久保二七八番一二	同右
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七番地一	同右
医療法人新医療会所沢明生病院	所沢市大字山口五〇九五番地	同右
行田中央総合病院	行田市富士見町二丁目一七番地一七号	同右
医療法人仁寿会山田病院	羽生市大字上新郷五九三九番地	同右
深谷中央病院	深谷市原郷五〇〇番地	同右
熊谷生協病院	熊谷市大字上之三八五四番地	同右

ター	番地	同右
埼玉医科大学総合医療セン	川越市大字鴨田字辻道町一九八一	同右
病院	六番地	同右
医療法人社団幸正会岩槻南	さいたま市岩槻区大字黒谷二二五	同右
さいたま市立病院	さいたま市緑区大字三室二四六〇番地	同右
医療法人誠恵会野中病院	さいたま市大宮区浅間町一丁目一〇〇番地	同右
指扇病院	さいたま市西区大字平方領領家九八三番地	平成二十五年九月二日

# 告 示

埼玉県告示第千二百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 四九 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

日高市大字馬引沢字向ノ原三四八 一、外二十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六六四・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇二一九立方メートル毎秒

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十号

戸田市から戸田市計画北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一八一番一地先まで 同市大字中里字正天	坂戸市大字中里字正天 一三九番七地先から	区 間
一八・〇〇～ 二四・五〇	一九・〇〇～ 二七・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一七・八〇		延 長 (メートル)
		備 考



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日

指令川建セ第二〇〇一五九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月七日

川建セ第二二〇〇五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字小用字中島三七三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町若山三一一九―二三

井上 生美 井上 靖

比企郡鳩山町大字小用三七一―四

細谷 繁

# 告 示

埼玉県選管告示第百三十四号

平成二十二年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、七一〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇三九、二五〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、六四一人
南第二区	一三四、三一人
南第三区	二二、八〇四人
南第四区	三七、二五三人
南第五区	二九、六九五入
南第六区	四一、九二六入
南第七区	二五、六八八入
南第八区	二五、二一〇人
南第九区	三九、二一八入
南第十区	四六、四二三入
南第十一区	二九、二三三人

南第十二区	三〇、五九五
南第十三区	六一、〇〇〇
南第十四区	三一、六五六
南第十五区	一九、一八五
南第十六区	三〇、四〇〇
南第十七区	一九、一四一
南第十八区	四二、七二七
南第十九区	一九、三五〇
南第二十区	三一、六九九
南第二十一区	一六、六五一
南第二十二区	三四、二三二
南第二十三区	二〇、六七五
西第一区	九三、〇五四
西第二区	四〇、五三五
西第三区	二二、六八〇
西第四区	四三、一八五
西第五区	一五、五六一
西第六区	二八、七六七
西第七区	二三、二〇二
西第八区	九一、九九七
西第九区	一五、六五一
西第十区	一三、六六三
西第十一区	二七、二三六
西第十二区	一八、七六二
西第十三区	一一、〇五六
西第十四区	二四、一〇八
西第十五区	二七、二七四
北第一区	一八、七三二
北第二区	一二、六一四
北第三区	一五、二五七
北第四区	二一、五八八
北第五区	四九、三四三
北第六区	五五、三八八
東第一区	二三、七一九

東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

一五、三〇〇人  
一八、六二六人  
一五、三四八人  
一九、四三〇人  
一七、六三五人  
二八、七四九人  
五五、一九五人  
八七、三五三人  
二一、六五八人  
三五、六〇六人  
一七、三九〇人  
一五、〇八六人  
三一、五五六人  
一七、一九六人

# 告示

埼玉県選管告示第百三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団葵会 介護老人保健施設葵の園・越谷	越谷市七左町六丁目一〇〇番地 一
病院	医療生協さいたま生活協同組合 熊谷生協病院	熊谷市上之三八五四番地
老人ホーム	株式会社ハーフ・センチュリー・モア サンシティ熊谷	熊谷市大原三丁目六番一号

# 告 示

埼玉県選管告示第百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県第八選挙区支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年五月十日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
六十三	上	十六
総	(1) 収入総額	56,544,956円
丑	(1) 収入総額	56,654,956円
		十八
総	イ 本年収入額	38,626,175円
丑	イ 本年収入額	38,736,175円
		十九
総	(2) 支出総額	45,313,187円
丑	(2) 支出総額	45,423,187円
		二十六
総	。 政治団体からの寄附	7,640,165円
丑	。 政治団体からの寄附	7,750,165円
		四
総	計	38,626,175円
丑	計	38,736,175円
		十六行目の次に次の一行を加える。
	TKC全国政経研究会	100,000円
		十七
総	その他の寄附	20,000円
丑	その他の寄附	30,000円
		二十三
総	(エ) 事務所費	10,408,539円

三	(工) 事務所費	十	10, 518, 539円
	六十四	十	
三	合 計	五	45, 313, 187円
三	合 計		45, 423, 187円

# 告 示

埼玉県選管告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された自由民主党庄和支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年三月二十三日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
八十八	下	二十五
誤	(1) 収入総額	839,286円
正	(1) 収入総額	573,286円
		二十七
誤	イ 本年收入額	775,747円
正	イ 本年收入額	509,747円
	八十九	上
誤	10万円未満の収入	344,147円
正	10万円未満の収入	78,147円
		十
誤	合計	775,747円
正	合計	509,747円



# 告 示

埼玉県選管告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された自由民主党鶴ヶ島支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年三月十一日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
九十一	下	二
誤	(1) 収入総額	2,873,761円
正	(1) 収入総額	2,345,761円
		四
誤	イ 本年収入額	1,728,979円
正	イ 本年収入額	1,200,979円
		十四行目を削除する。 一五
誤	(イ) 自由民主党埼玉県第10選挙区支部	500,000円
正	(ア) 自由民主党埼玉県第10選挙区支部	500,000円
		十八
誤	合計	1,728,979円
正	合計	1,200,979円

# 告 示

埼玉県選管告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された自由民主党松伏支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年三月二十九日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
九十八	下	二十二
繰	(1) 収入総額	0円
丑	(1) 収入総額	86,940円
		二十四
繰	イ 本年収入額	0円
丑	イ 本年収入額	86,940円
		二十五
繰	(2) 支出総額	0円
丑	(2) 支出総額	86,940円

二十五行目の次に次の十行を加える。

## 2 収入・支出の内訳

### (1) 収入の内訳

ア	借入金	
	(ア) 石川 忠夫	86,940円
合	計	86,940円

### (2) 支出の内訳

ア	政治活動費	
	(ア) 組織活動費	86,940円
合	計	86,940円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 86,940円)

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第11区総支部の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年五月二十五日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
一四四	下	九
誤	(1) 収入総額	1,651,998円
正	(1) 収入総額	1,743,498円
		十一
誤	イ 本年収入額	1,083,895円
正	イ 本年収入額	1,175,395円
		十八
誤	(ア) 民主党埼玉県総支部連合会	1,000,000円
正	(ア) 民主党埼玉県総支部連合会	1,091,500円
		二十一
誤	合計	1,083,895円
正	合計	1,175,395円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された小野かつのり後援会の平成十九年分収支報告書に関し、平成二十一年十月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第四百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
三百六	上	三
誤	(1) 収入総額	5,567,882円
正	(1) 収入総額	5,567,893円
		五
誤	イ 本年収入額	5,503,000円
正	イ 本年収入額	5,503,011円
		十四行目の次に次の二行を加える。
	ウ その他の収入	
	10万円未満の収入	11円
		十五
誤	合計	5,503,000円
正	合計	5,503,011円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された小野かつのり後援会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十二月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
二百七十	下	八
議	(1) 収入総額	1,864,258円
正	(1) 収入総額	1,864,286円
		九
議	ア 前年繰越額	103,058円
正	ア 前年繰越額	103,069円
		十
議	イ 本年収入額	1,761,200円
正	イ 本年収入額	1,761,217円
		二十行目の次に次の二行を加える。
	ウ その他の収入	
	10万円未満の収入	17円
		二十一
議	計	1,761,200円
正	計	1,761,217円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された神尾たかよし後援会の平成十九年分収支報告書に関し、平成二十二年二月二十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第四百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
三四三十四	上	十三
総	(1) 収入総額	0円
丑	(1) 収入総額	210,037円
		十五
總	イ 本年収入額	0円
丑	イ 本年収入額	210,037円

十六行目の次に次の十五行を加える。

## 2 収入・支出の内訳

### (1) 収入の内訳

ア	寄附	
	a 個人からの寄附	10,000円
	b 政治団体からの寄附	210,000円
	イ その他の収入	
	10万円未満の収入	37円
合	計	210,037円

### [寄附の内訳]

ア	個人からの寄附		
	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
	その他の寄附	10,000円	
イ	政治団体からの寄附		
	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
	自由民主党埼玉県支部連合会	200,000円	さいたま市

# 告 示

埼玉県選管告示第四百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された神尾たかよし後援会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年二月二十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
二百九十四	上	二十二
議 (1) 収入総額		0円
正 (1) 収入総額		210,373円
		二十三
議 ア 前年繰越額		0円
正 ア 前年繰越額		210,037円
		二十四
議 イ 本年収入額		0円
正 イ 本年収入額		336円

二十五行目の次に次の五行を加える。

## 2 収入・支出の内訳

### (1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入 336円

合 計 336円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された川合よしあき後援会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年三月十七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
二百九十九	上	四
繰	(1) 収入総額	4,618,000円
正	(1) 収入総額	4,818,000円
		六
繰	イ 本年収入額	4,618,000円
正	イ 本年収入額	4,818,000円
		十三
繰	b 政治団体からの寄附	1,000,000円
正	b 政治団体からの寄附	1,200,000円
		十四
繰	合計	4,618,000円
正	合計	4,818,000円

二十六行目の次に次の二行を加える。

埼玉県医師連盟	さいたま市
埼玉県歯科医師連盟	さいたま市



# 告 示

埼玉県選管告示第四百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された働くかあさんの会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年三月三十一日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
六百二十六	上	十二
誤	(1) 収入総額	105,510円
正	(1) 収入総額	105,702円
		十四
誤	イ 本年収入額	0円
正	イ 本年収入額	192円

十五行目の次に次の五行を加える。

## 2 収入・支出の内訳

### (1) 収入の内訳

#### ア その他の収入

10万円未満の収入 192円

合 計 192円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された藤屋きよみと地域の会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十一年十二月二十八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百四十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
六百五十八	下	六
誤	(1) 収入総額	190,845円
正	(1) 収入総額	290,845円
		八
誤	イ 本年収入額	190,845円
正	イ 本年収入額	290,845円
		九
誤	(2) 支出総額	190,845円
正	(2) 支出総額	290,845円
		十五
誤	b 政治団体からの寄附	80,000円
正	b 政治団体からの寄附	180,000円
		十六
誤	計	190,845円
正	計	290,845円
		二十二行目の次に次の一行を加える。
		民主党埼玉県総支部連合会 150,000円 さいたま市
		二十三
誤	その他の寄附	80,000円
正	その他の寄附	30,000円
		六百五十九
	上	五行目の次に次の一行を加える。
		(エ) 寄附・交付金 100,000円

誤  
合

計  
計

190,845円  
290,845円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により提出された水野たけみつ後援会の平成二十一年分収支報告書に  
関し、平成二十二年三月十五日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二  
十一年十一月二十七日付け埼玉県選管告示第六十号により公表した要旨を次のと  
おり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
二三	下	二五
記	(1) 収入総額	56,000円
丑	(1) 収入総額	543,900円
		二七
記	イ 本年収入額	56,000円
丑	イ 本年収入額	543,900円
		二八
記	(2) 支出総額	56,000円
丑	(2) 支出総額	543,900円
	二四	上
		一行目の次に次の三行を加える。
	b 政治団体からの寄附	486,900円
	イ 借入金	
	(ア) 高橋 弘子	1,000円
		一
記	合 計	56,000円
丑	合 計	543,900円
		六行目の次に次の三行を加える。
	イ 政治団体からの寄附	
	(寄附者の名称)	(金額) (事務所の所在地)
	幸福実現党	486,900円 東京都中央区
		七行目の次に次の三行を加える。

ア 経常経費

(ア) 光熱水費 25,500円  
(イ) 事務所費 221,000円

八

臨 査 ア 政治活動費

丑 イ 政治活動費

八行目の次に次の二行を加える。

(ア) 組織活動費 246,400円  
(イ) 選挙関係費 50,000円

九

臨 査 (ア) その他の経費 56,000円

丑 (イ) その他の経費 1,000円

十

臨 査 合 計 56,000円

丑 合 計 543,900円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された泉の会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年三月八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年十二月二十五日付け埼玉県選管告示第七十二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
五十六	下	五
議	(1) 収入総額	8,160,733円
正	(1) 収入総額	10,500,733円
		七
議	イ 本年収入額	6,385,776円
正	イ 本年収入額	8,725,776円
		十三
議	a 個人からの寄附	6,380,000円
正	a 個人からの寄附	8,720,000円
		十六
議	合 計	6,385,776円
正	合 計	8,725,776円
		十一
議	服部 浩一	120,000円 本庄市
正	服部 浩一	150,000円 本庄市
		十一
議	関根 貢	120,000円 本庄市
正	関根 貢	150,000円 本庄市
		十三
議	岡 治道	120,000円 本庄市
正	岡 治道	150,000円 本庄市
		十五

盛 高橋 茂雄 120,000円 本庄市  
昌 高橋 茂雄 150,000円 本庄市

川十長

盛 黒岩 茂夫 120,000円 本庄市  
昌 黒岩 茂夫 150,000円 本庄市

川十中

盛 佐々木 亮 120,000円 本庄市  
昌 佐々木 亮 150,000円 本庄市

川十二

盛 清水由紀夫 120,000円 本庄市  
昌 清水由紀夫 150,000円 本庄市

川十中

盛 高柳 育行 120,000円 本庄市  
昌 高柳 育行 150,000円 本庄市

川十

盛 堀川 明 120,000円 本庄市  
昌 堀川 明 150,000円 本庄市

川十一

盛 渋谷 修身 120,000円 本庄市  
昌 渋谷 修身 150,000円 本庄市

川十一

盛 富沢 峰雄 120,000円 本庄市  
昌 富沢 峰雄 150,000円 本庄市

川十四

盛 木村 臣良 60,000円 本庄市  
昌 木村 臣良 90,000円 本庄市

川十中

盛 鈴木 和喜 120,000円 本庄市  
昌 鈴木 和喜 150,000円 本庄市

川十長

盛 吉田 昌爾 120,000円 児玉郡神川町  
昌 吉田 昌爾 150,000円 児玉郡神川町

川十中

盛 坂本 公也 120,000円 児玉郡神川町

卍 坂本 公也 150,000円 児玉郡神川町  
三十八

臨 野澤 章夫 120,000円 児玉郡上里町  
卍 野澤 章夫 150,000円 児玉郡上里町

三十九

臨 福島 修 120,000円 本庄市  
卍 福島 修 150,000円 本庄市

四十行目を削除する。



## 正 誤

埼玉県告示第九百六十八号（平成二十年七月十八日第千九百九十七号）中訂正

七ページ目の一行目を削除する。